

外国語版全国芽生会加盟店特集特約

第1条(本特約の適用)

1. 本特約は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供するぐるなび外国語版に掲載する全国芽生会連合会員向け特集広告サービス(以下「本サービス」といい、次条に定める)に申し込みを行った者のうち、当社が本サービスの利用を承認した者(以下「契約者」という)と当社の間に適用される。
2. 本サービスに関して、本特約に定めのない事項については基本約款及び掲載サービス約款(以下基本約款とあわせて「原約款」という)が適用又は準用され、本約款の定めと原約款の定めが相違する場合は、本約款の定めが優先して適用される。

第2条(本サービス)

1. 当社が契約者に提供する本サービスは以下のとおりとする。
 - (1) 外国語版全国芽生会加盟店特集上位PR枠表示サービス(以下「上位PR枠表示サービス」という)
当社が別途提供する「ぐるなび外国語版」のサイト上の特集ページ(選択したテーマに関する特集を指す)に契約者の情報を特集ページの上位に表示するサービスをいう。
 - (2) 外国語版全国芽生会加盟店特集通常枠表示サービス(以下「通常枠表示サービス」という)
当社の運営するウェブサイト「ぐるなび外国語版」のサイト上の特集ページに契約者の情報を掲載するサービスをいう。
 - (3) その他の各号に付随するサービス
 - (4) 上位PR枠表示サービスと通常枠表示サービスを同時に契約し掲載することはできず、いずれかのサービスを選択して契約を行うものとする。
2. 本サービスについては、掲載サービス約款第16条(違約金)は適用しない。
3. 本サービスの詳細(本サービスの構成または機能等を含むがこれらに限られない)については、当社が決定し、当社はこれを隨時自由に見直すことができる。

第3条(本サービスの利用条件及び注意事項)

1. 本サービスを利用できる者は、以下の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。なお、契約者が以下の各号に掲げる利用条件を満たさなくなった場合、本サービスの利用を継続することはできず、契約者は第8条に従って解約の手続きを行うものとする。
 - (1) 全国芽生会連合会員資格を有する者であること
 - (2) ぐるなび販促ライトプラン又はベーシックプランの加盟契約がある者
 - (3) インバウンド外国語版基本プラン定期、パッケージ内包定期(インバウンド受入準備パッケージ外国語版基本プラン、インバウンド露出拡大パッケージ外国語版基本プラン)、外国語版基本プラン定期(特集特化型)(以下総称して「各種基本プラン定期契約」という)のうち、いずれかの契約がある者
 - (4) 外国語版事前決済サービスを申し込み済みの者
2. 前項に定める解約を行わず本サービスの提供が継続された場合、第6条に定める利用料金が発生し、契約者は当該利用料金を当社に支払うものとする。
3. 本サービスを申し込み場合、当社は、外部メディアに無償で掲載する特典を提供する。なお、外部メディアの選択等特典の詳細は当社の裁量において当社が決定する。
4. 当社は、本サービスの提供にあたり、契約者の選択により、以下のプランを特別の条件にて提供する。なお、本サービスの契約が終了した場合、特別の条件は終了するため、契約者は特別の条件での外国語版基本プラン定期の契約を解約しなければならない。
 - (1) インバウンド外国語版基本プラン定期:特集の掲載開始日から1年間のみ月額5,000円値引き
 - (2) 外国語版基本プラン定期(特集特化型):永年無償

第4条(契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の手続に従って申込書(ウェブ上の画面を含み、以下あわせて「申込書」という)を提出すること(申込の意思表示することを含む)により本サービスの利用を申込むものとする。
2. 利用希望者は、当社の請求があった場合には、申込書のほか、当社が必要と判断した書面等の提出に応じるものとする。
3. 当社は、利用希望者が第1項の規定による申込みを行ったことをもって、契約者が本約款の内容のすべてに同意したものとみなします。
4. 当社は、前項の規定により利用希望者からの申込みを承諾するか否かを決定したときは、その結果を当社所定の方法により当該利用希望者に通知するものとする。なお、当社は、申込みを承諾しない場合、利用希望者に対してその理由を通知する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。
5. 本約款をその内容とする契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承認した時点をもって成立するものとする。

第5条(契約期間及び掲載期間)

1. 本契約の契約期間(以下「本契約期間」という)は、本契約の成立日から有効とし、本サービスの掲載を開始した日(以下「掲載開始日」という)より起算してから1年間とする。
2. 本契約期間の満了日の1ヶ月前までに一方当事者から他方当事者に対し当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。
3. 本サービスの掲載開始日は、申込月の翌々月第1営業日(当社の営業日)とする。但し、2025年8月19日より2025年10月31日までに申し込みを行った場合は、2025年12月1日とする。なお、当社は本契約期間中、本サービスの掲載を行うものとする。

第6条(利用料金および支払い条件)

1. 上位PR枠表示サービスの利用料金は、申込書において定める額とする。通常枠表示サービスの利用は無償とする。
2. 掲載期間が1か月に満たない場合であっても、月額の利用料金は減額されな

い。

例示すると、インバウンド外国語版基本プラン定期の契約及び本契約を月の途中で解約した場合、本サービスの利用は1か月に満たないが、この場合であっても契約者は月額の利用料金満額を当社に支払うものとする。

3. 契約者は、本サービス利用分にかかる利用料金を当社が発行する請求書に従い毎月利用した月の翌月末日までに当社に対し支払うものとする。

第7条(本サービスの提供の停止等)

1. 当社は、基本約款の定めに加え、以下の各号に該当する場合、本サービスを停止する等本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止することができます。
 - (1) 何らかの事由により契約者ページに記載された契約者サービスの提供ができない又はそのおそれがある場合
 - (2) 契約者ページに記載された契約者サービスについて契約者サービス契約者への応答若しくは対応が一定期間できない又はそのおそれのある場合
2. 契約者は、前項に定める事由に該当する又はそのおそれのある場合は、速やかに当社に通知を行うものとします。
3. 第1項の定めに基づき、当社が本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該停止期間中の本サービスの利用料金は減額されず、契約者は、当該停止期間における本サービスの利用料金の全額を支払うものとします。

第8条(契約者による本契約の終了)

本契約期間においても、当社所定の方法に従い、契約者が当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行った場合、本契約は、通知日の属する月の翌々月第1営業日の前日をもって終了する。

第9条(当社による契約の終了)

1. 当社は、本契約期間中においても、契約者に対し書面または電子メールにより通知を行うことにより、本契約を終了させることができます。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対する何らの通知および催告なしに、本契約を直ちに終了させることができると、本サービスの提供を停止することができる。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) 契約者が本約款等に違反した場合
 - (2) 契約者が当社の提供するサービスの利用料金の支払いを滞り、当社からの催告にもかかわらず相当期間経過後も支払いがなされない場合
 - (3) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、または契約後審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - (4) 契約者が営業の停止または廃止をした場合
 - (5) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告または処分を受けた場合
 - (6) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - (7) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
 - (8) 契約者が、仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申し立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
 - (9) 契約者が支払を停止し、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合
 - (10) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (11) 前3号のほか、契約者の財産状態または信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - (12) 契約者が資本減少、合併、全部もしくは重要な一部の事業の譲渡または解散の決議をした場合
 - (13) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、從前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - (14) 契約者(個人事業主)が死亡した場合
 - (15) 契約者による当社への過度な要求があった場合
 - (16) 本契約成立後、相当期間経過後も当社が本サービスを提供することができない場合
 - (17) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - (18) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

第10条(本契約終了後の取扱い)

終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本約款が適用される。

以上

制定日 2025年8月19日